

# IT利活用についての日税連の取組

日本税理士会連合会  
中小企業対策部

平成 29 年 4 月 19 日

## 1. フィンテックへの対応

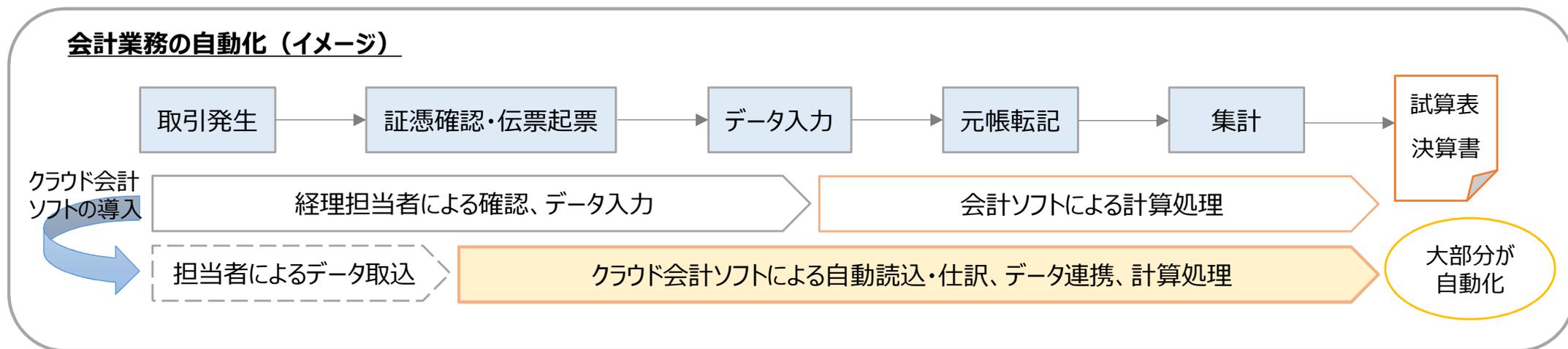
フィンテックの発展に伴い会計業務の自動化等、税理士への影響も懸念されることから、本会でフィンテックへの対応について検討を行い、中間報告を取りまとめた（平成29年2月）。APIの公開やAIの発達により、中小企業においても会計業務の自動化、基幹業務の統合が進み、**業務の省力化・効率化が図られる**ことが期待される。

### ◆会計業務の自動化

APIにより銀行預金、各種カード等での取引データがクラウド会計ソフトに連携、AIによって処理され、試算表・決算書の作成まで自動で行われる。

### ◆基幹業務の統合

APIにより企業の持つ財務情報や販売管理情報、金融機関の持つ取引情報といった、従来独立して管理されていたデータが容易に、かつ低廉な価格で連携可能となり、ERPパッケージと同様の仕組を中小企業においても企業の実態に合わせた形で導入可能となる。



- 税理士も、会計業務を始めとした、中小企業へのIT導入による業務の自動化・効率化に対応するための取組が進むものと思われる。
- 経営者が自社の今後の改善策等を検討、計画を策定する際に、正確な財務情報が重要な資料となるため、会計ソフトによって処理された結果を、会計担当者が仕訳内容、残高等の確認し、税理士が会計の専門家として試算表・決算書の確認をする必要がある。
- 経営者が自社の経営状況を正しく理解できるよう、税理士等は決算書等を説明し、経営者が経営状況を理解し財務情報の活用ができるよう支援していくことが大切である。

## 2. 適正な会計の実現

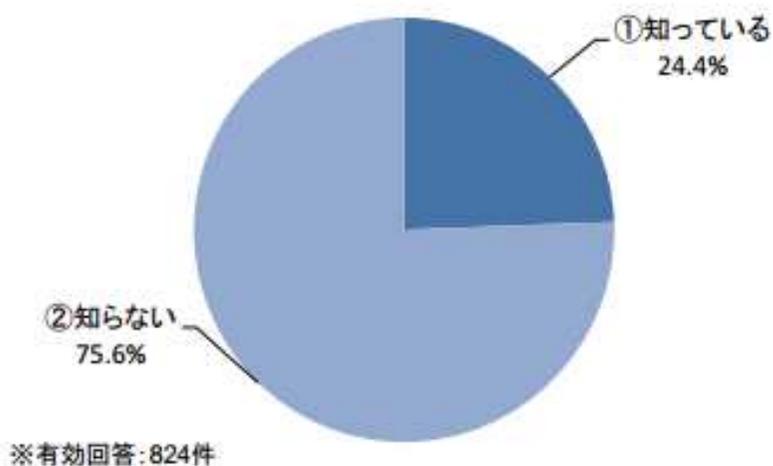
正確な財務情報が経営の計画策定等に必要不可欠であることから、必然的に、企業はその前段となる「適正な会計」を実施する必要がある。

中小企業における「適正な会計」の実現には、中小会計指針や中小会計要領といった会計ルールに準拠した会計処理を行うことが挙げられる。毎期同様の会計ルールに従って処理することによって、過去との比較・検討等も可能となり、会計の比較性、適正性、準拠性が確保され、事業計画の作成、実施、分析、評価等の際の材料となる。

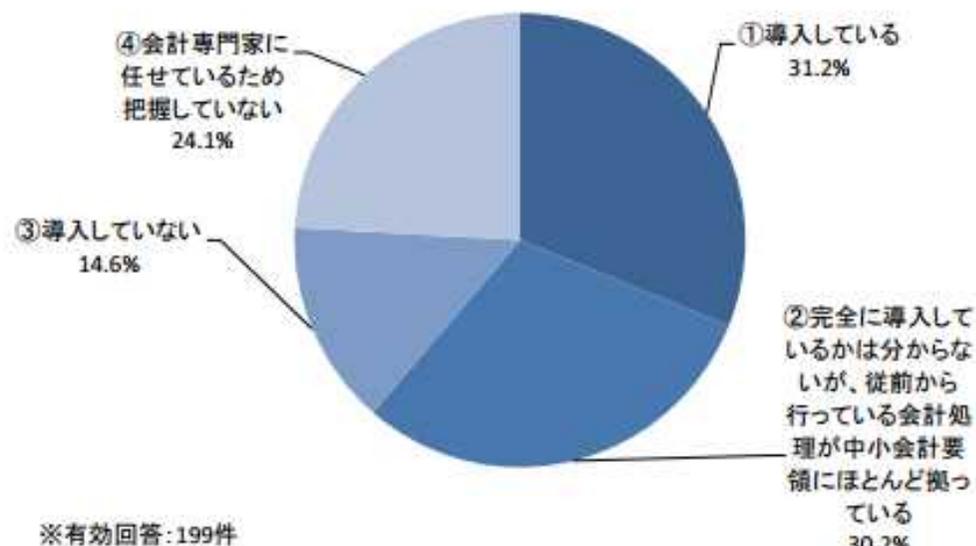
しかし、これらの会計ルールは中小企業経営者にとって認知度が低いものとなっているため、税理士のみならず、経営者に対しても会計意識の向上を図る必要がある。

### 中小企業における回答

中小会計要領の認知度



認知先における導入状況



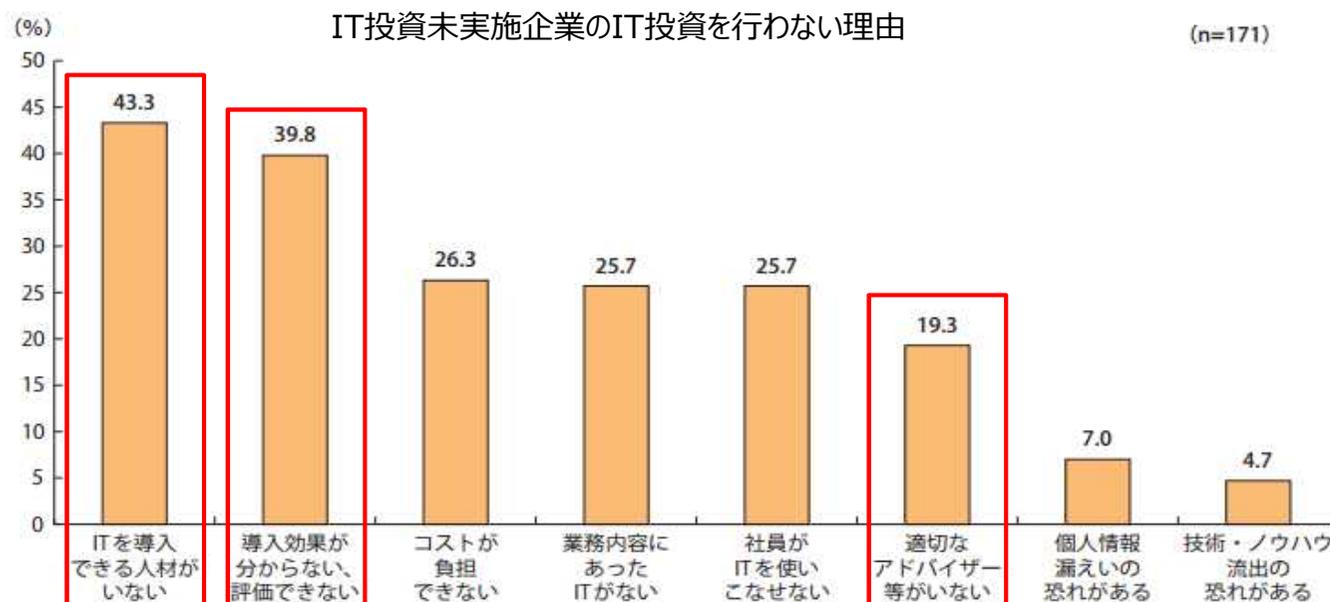
【引用】中小企業庁 平成26年度 中小企業における会計の実態調査について（中小会計要領の普及状況）

- 会計ソフトの普及とあわせて、会計ルールに準拠した会計の実施についても、経営者に対して意識付けする必要がある。
- 税理士会でも中小会計指針、中小会計要領の普及に向けた取組を引き続き実施していく。⇒リーフレットを作成予定

### 3. 中小企業のIT導入実態

全国中小企業取引振興会「2016 中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査」によると、中小企業・小規模事業者全体のうち、一般オフィスシステム（ワード・エクセルなど）は55.9%、経理・給与業務のパッケージソフトは40.3%に導入されているが、調達・生産・販売などの統合システムは21.5%と中小企業では収益に直結するIT活用が遅れている。

中小企業がIT投資を行わない理由として、「コストが負担できない」との回答が26.3%と高い数値であるが、APIにより経理・給与業務と調達・生産・販売など、従来独立管理されていたデータが容易に、かつ低廉な価格で連携可能となり、ERPパッケージと同様の仕組みを企業の実態に合わせた形で導入可能となる。その他、中小企業がIT投資を行わない理由として、①ITを導入できる人材がいない、②導入効果が分からない、評価できない、といった理由が上位に挙げられている。



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)

(注) 1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

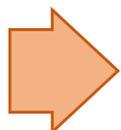
2. IT投資を重要であると回答しているが現在IT投資を行っていない企業を集計している。

3. 「その他」の項目は表示していない。

【引用】中小企業庁 中小企業白書 (2016年版)

ITを導入した際の外部支援者についての調査では、地元のITメーカ・販売会社、地元以外のITメーカ・販売会社が全体の72.6%と高く、税理士・会計士は3.9%と、調査ではIT導入に関して、ITメーカ・販売会社に委ねている結果であった。「中小企業等のIT活用に関する実態調査」(2012年9月(独法)情報処理推進機構)

税理士は「税・会計の専門家」という立場で、経営者の経営問題に対する相談相手として信頼される存在となっているが、一方で、ITに関する支援・相談相手としての認識は少ないのが現状である。



- 税理士は、関与先に対して、従来の経営相談に加え、会計とITを活用した経営の推進に向けた意識改革が必要となる。
- 税理士会でも会計とITの活用を啓蒙するような取組を検討する。⇒研修会の開催

## 4. 税理士のIT化への対応

税理士のIT化の例では、30年前には、それまで手書きが中心であった会計業務が、オフィスコンピュータが普及し、会計ベンダーが提供する会計コンピュータを利用した会計業務に進化した。税務申告業務においては、政府が推し進めていた電子申告に対応するため、日税連に電子認証局を設置するなど組織的な対応を図り、電子申告の推進を強力に行い、今日までの普及に至った。**税理士自身も事務所業務のIT化に対応することにより、生産性向上を図ってきた。**

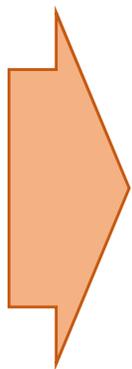
### 税理士のITの進歩に伴う対応（イメージ）



- 会計ベンダーとの意見交換が重要であり、利用者としての意見がシステムに反映されることでITの利活用に繋がる。

## 5. 今後の日税連の取組

日税連では、税理士が関与先企業の生産性向上に繋がるよう、IT利活用を推進していく支援機関となることを目指し、そのための環境整備を行う。具体的な活動について、以下を検討している。



- 適正な会計が中小企業の成長に必要であることを周知すること
  - ⇒ 中小会計指針、中小会計要領の必要性について、リーフレットを作成し、税理士会員、経営者等に周知を図る。
- 会計を経営に活かすこと、ITの導入により生産性向上に取り組むこと等を啓蒙すること
  - ⇒ 税理士会員に対して研修会等を実施する。
- 会計ベンダーとの連携を図ること
  - ⇒ 中小企業のIT化の推進に向け、会計ベンダーと協議会等を開催する。